

目次



第1章 第五次地域福祉活動計画の概要について

- 1 計画策定の趣旨 1

第3章 第五次地域福祉活動計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 3
- 2 基本目標とスローガン 4
- 3 第五次地域福祉活動計画の体系 5
- 4 地区地域福祉活動計画の位置付け 7

第4章 第五次地域福祉活動計画の具体的な取り組み

- 1 スローガン1 8
「わたし・わたしたちは、役割をもって活動します」
～住民主体・若い人たちも参加する・誰もが我が事で～
- 2 スローガン2 12
「わたし・わたしたちは、すべてがつながりあって活動します」
～顔と顔のつながり・人、組織、仕組みの連携・多機関協働～
- 3 スローガン3 16
「わたし・わたしたちは、まるごと一丸となって活動します」
～差別、仲間外れをしない・活動範囲を少し広げる・
専門的役割、機能の発揮～

関係資料

- 厚生労働省 重層的支援体制整備事業全国担当者会議資料 20

第1章 第五次地域福祉活動計画の概要について

1 計画策定の趣旨

(1) 地域の声から

計画策定のため30地区や町内会長、民生委員児童委員、福祉協力員、施設、事業所、保育所へのアンケート調査、聞き取り調査（ニーズ検討会）を実施させていただきました。5年前の調査でも、住民同士のつながりの希薄化、地域福祉活動者の不足、孤立・孤独などの課題がありましたが、今回の調査では「担い手不足」「隣近所関係の希薄化」「多分野・多機関連携の必要性」などの課題が多く出されました。この課題を解決するために、3つのスローガンをたて計画を策定いたしました。

(2) 課題を解決するための地域福祉活動

調査により見えてきた課題から「身近な地域の中で みんなが つながる まち やまがた」を基本目標に、下記により重点的に進めていきます。

スローガン1 わたし・わたしたちは、役割をもって活動します

誰もが地域の一員であることを自覚し、地区活動に参加できるよう、また若い年代が参加できるよう取り組んでいきます。町内会活動などを整理し、だれでも参加できる地区活動であるよう進めていきます。

スローガン2 わたし・わたしたちは、すべてがつながりあって活動します

同じ地域に暮らす住民同士が日常的に関わりを持ち、顔と顔がつながること、認知症や障害があっても地域で安心して生活がおくれるよう、支えあい助けあえるようにしていきます。また、企業や施設、学校等多機関で協力しあい、地域の課題や問題に対し解決に向け取り組んでいけるようにします。

スローガン3 わたし・わたしたちは、まるごと一丸となって活動します

地域や住民の困りごとに対し、相談機関を明確にし、自分の困りごとを発信でき他者に目を向け助けあえるしくみを作ります。障害や病気を理解し、他人事にせずみんながまるごと一丸となって支えあえる地域にしていきます。

(3) 地域特性を活かした住民主体の地域福祉活動計画

住民一人一人が自分の地域の課題を我が事としてとらえ、地域の中で丸ごとで取り組めるよう、地区特性と地区の課題を踏まえた地区の住民のための市内30地区別「地区地域福祉活動計画」を作成していきます。

～地域の中でみんなと一緒にスローガンを～

基本目標

身近な地域の中で みんなが つながる まち やまがた

スローガン1
わたし・わたしたちは、
役割をもって
活動します

スローガン2
わたし・わたしたちは、
すべてがつながりあって
活動します

スローガン3
わたし・わたしたちは、
まるごと一丸となって
活動します

基本理念

ふれあいやまがた福祉文化のまちづくり

助けあい、支えあう福祉の心が人々の生活に溶け込み、根付き、受け継がれていくようにとの願いが込められています。

また、**地域共生社会の実現**に向けて地域住民や地域の多様な主体や分野が属性の壁を超えた協働を実践し、誰もが支えあう地域を創っていくことを目指します。

第3章 第五次地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 基本理念

わたしたちは、「ふれあいやまがた福祉文化のまちづくり」を基本理念に掲げ、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざし、市民ひとりひとりが連携して取り組んでいきます



福祉文化とは・・・

助けあい、支えあう福祉の心が人々の生活に溶け込み、根つき、受け継がれていくように

・・・という願いが込められています

2 基本目標とスローガン



「**身近な地域の中**」は、

自分が住む家の近所や町内会、そしてその町内会がある地区
(小学校圏域や中学校圏域)

「**みんな**」は、

家族、隣近所、小さな子ども、障がいのある人、高齢者、すべての人
また、人だけではなく所属する団体、町内会にある会社やお店など

「**つながるまち**」

普段から声を掛け合い、支えあって、災害があっても病気や怪我などを
しても、大雪が降っても、一人暮らしになっても、つながっている人が
いるという、町内会・自治会や地区

そのような「**つながる まち やまがた**」を目指して活動します

スローガン

第五次地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査やニーズ検討会などの意見を集約した結果、「地域の絆（つながり）の大切さ」、「孤立しない（させない）仕組みづくり」、「支えあいの意識啓発」などの課題が出され、解決に向けて取り組む3つのスローガンを掲げました。

第五次地域福祉活動計画のスローガンを次のように掲げます



3 第五次地域福祉活動計画の体系

基本理念

ふれあいやまがた
福祉文化の
まちづくり

基本目標

身近な地域の中で
みんながつながるまち
やまがた

基本スローガン

スローガン①

わたし・わたしたちは、
役割をもって活動します

キーワード

- 住民主体
- 若い人たちも参加する
- 誰もが我が事

スローガン②

わたし・わたしたちは、
すべてがつながりあって活動します

キーワード

- 顔と顔のつながり
- 人・組織・仕組みの連携
- 多機関協働

スローガン③

わたし・わたしたちは、
まるごと一丸となって活動します

キーワード

- 個性を尊重し多様性を認め合う
- 活動範囲を少し広げる
- 専門的役割・機能の発揮

地区地域福祉活動計画

活動目標

1年目

多くの住民が地域福祉活動に関心をもって、参加の機会が増えるよう活動を整備します。

2～3年目

担い手確保の見通しを立て、より多くの年代層の参加促進を図ります。

4～5年目

地域福祉活動の担い手や参加者が増えることにより、豊かな地域福祉活動を推進します。

1年目

地域の社会資源を再確認し、連携を進めます。

2～3年目

地域課題に基づいた必要な機関や団体とのつながりをつくり・深め、必要な仕組みづくりを進めます。

4～5年目

課題解決に向けた仕組みが活用され、多機関協働を推進します。

1年目

身近な地域で「どこに相談するのか」がわかりやすくなり「気軽に相談できる」(受けた相談をつなぐ)体制を構築します。

2～3年目

我が事として話し合い、共に助けあえる仕組みの充実を図ります。

4～5年目

お互いの個性を尊重し多様性を認め合い、誰でも共に相談し助けあう地域づくりを推進します。

実施計画

- ①地区住民への福祉活動の意識啓発
- ②サロン等参加を増やすための創意工夫
- ③担い手養成講座等の推進
- ④障がい者や子育て等の当事者による地域企画への参画

- ①住民主体の担い手養成の推進
- ②意識・意欲向上に向けた研修などの推進
- ③福祉の担い手から地域組織の担い手へ活動、拡大の推進
- ④情報発信の充実

- ①地域組織に対する福祉活動の連動した企画の推進
- ②子どもや若者への地域福祉活動の拡充
- ③各地区地域福祉活動、新計画にむけての検討

- ①小地域(町内会単位)から地区単位までのエリアにある社会資源の可視化を図る。
- ②福祉関係機関との連携、ネットワークによる取り組みの明確化
- ③福祉以外の各団体、企業とのつながりづくり

- ①各種団体、企業との協働による取り組みの推進
- ②地域課題解決に向けた連携方策の構築

- ①各種団体、企業が主体的に取り組む体制づくり
- ②多機関の参画による課題協議の実現

- ①地域の「我が事・丸ごと」機能や専門職によるワンストップ窓口の体制強化
- ②世代や課題を限定せず、まず受け止めることができる体制づくり

- ①地域の窓口機能の拡充(拠点数の増加)および地域セーフティネットの向上
- ②多機関のネットワーク化の推進

- ①「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」の定着化
- ②専門機関と小地域とがつながるネットワークづくり
- ③住民誰もが助けあい、支えあえる体制の拡充

4 地区地域福祉活動計画の位置付け

策定の背景

基本理念をふれあいやまがた福祉文化のまちづくりに掲げ、平成8年度に第一次地域福祉活動計画を策定して以来、地区社会福祉協議会をはじめ、町内会・自治会や民生委員児童委員、福祉協力員などが協働した地域福祉活動を実施し、地域力が強化されました。住民主体の地域共生社会の実現に向け、三者懇談会やふれあいいきいきサロン、地域福祉推進会議などの充実により、身近な地域の福祉課題を共有し、解決に向けて取り組みを進めるといった活動が根付いてきております。

しかし、市全域を対象とした事業や活動を進めてきた半面、それぞれの地区の状況を見ると、身近な地域の課題や問題が地域住民に伝わらない、伝わりづらいという新たな課題が浮き彫りになってきています。市内には30の地区社会福祉協議会が組織され、それぞれ地域の特徴に合わせた地域福祉活動を展開しており、市全域の地域力が進む一方で地域特性の課題への対応が必要となってきました。

そこで、より具体的で効果的な地域福祉活動を展開するため、地区ごとの地域福祉活動計画を作成することを考えました。地域の課題を自らの課題と捉え（我が事）、地域の中で課題解決に向けて取り組みを進めることができるか（丸ごとで取り組む）を検討した結果、自分の住む地域の身近な課題とその解決のための目標設定、具体的活動を設けることが重要であり、役員が交代しても継続した地域福祉活動の展開が可能となると思い、第五次地域福祉活動計画の一つの取り組みとして提案いたしました。

計画作成の進め方

地区社会福祉協議会を中心に、目標を設定し具体的な取り組みを示します。しかし、地区により協議ができる場の違いもあり、地区社会福祉協議会と市社会福祉協議会で相談の上、町内会・自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員など地域組織で計画策定委員会の立ち上げや協議する場の検討など進めることとなります。

また、必要に応じて地域包括支援センターやその他の専門機関からの意見も参考にして作成していきます。

*意見をいただく専門関係機関のイメージ

地域包括支援センター・障がい者相談支援センター・保育園（子育て支援センター）
学校（小中高校）・病院や医院の医師や看護師・地区にある福祉施設やNPO団体など

計画策定と評価

地区地域福祉活動計画策定は、今回初めての取り組みとなります。まずは、目標づくりにポイントを絞り、今後5年間で住民主体の計画策定についての理解を進めることを優先とします。

また、地域で実施している地域福祉推進会議や協議体（地区社協の会議や福祉懇談会など）で、地域福祉活動の推進状況を確認（評価）し、意見交換しながら活動の見直しや検討をすすめます。

スローガン

1

『わたし・わたしたちは、 役割をもって活動します』

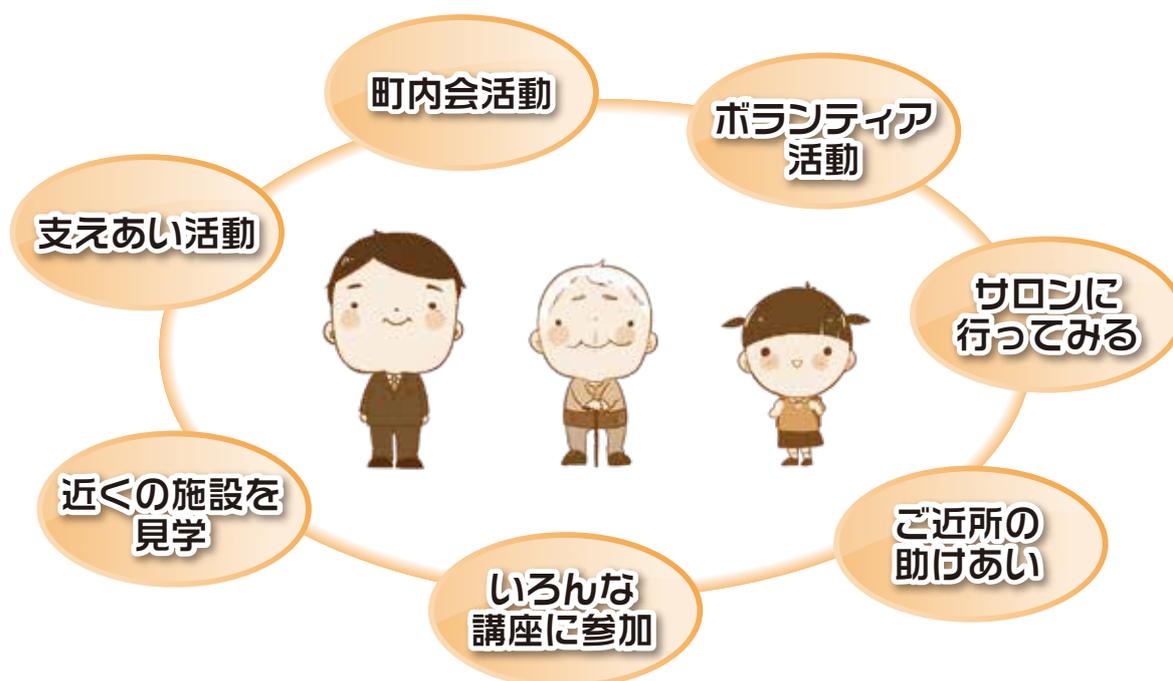
★自分の町を自分たちでよくしていく
仕組みをつくるためには一人ひとりの力
が必要です。

★自分の町でどのような活動をしているか
を知り、参加することが重要です。

ちょっとした地区活動への
参加から始めてみませんか

わたし・わたしたちとは…

一人ひとり誰もがみんな、役割を持って生活していくこと



わたし・わたしたちは、

活動目標・実施計画

住民の役割

1年目

多くの住民が地域福祉活動に関心をもって、参加の機会が増えるよう活動を推進します。

進めます！
市社協はこれを

- ① 地区住民への福祉活動の意識啓発
- ② サロン等参加を増やすための創意工夫
- ③ 担い手養成講座等の推進
- ④ 障がい者や子育て等の当事者による地域企画への参画

- 第五次地域福祉活動計画を知りましょう。
- 町内会活動や地域の福祉活動に参加しましょう。地区社協だよりや回覧板で地域の福祉活動を数多く知っていきましょう。
- 参加した活動を伝えましょう。
- 障がいや認知症の理解を深めましょう。

2年～3年目

担い手確保の見通しを立て、より多くの年代層の参加促進を図ります。

進めます！
市社協はこれを

- ① 住民主体の担い手養成の推進
- ② 意識・意欲向上に向けた研修などの推進
- ③ 福祉の担い手から地域組織の担い手へ活動、拡大の推進
- ④ 情報発信の充実

- 仲間とともに積極的に地域福祉活動に参加しましょう。
- 活動内容や活動の楽しさ、やりがいなどを周囲の人に伝えましょう。
- 周囲の人を誘って様々な集まりや行事・活動に参加しましょう。
- 認知症サポーター養成講座に参加しましょう。

4年～5年目

地域福祉活動の担い手や参加者が増えることにより豊かな地域福祉活動を推進します。

進めます！
市社協はこれを

- ① 地域組織に対する福祉活動の連動した企画の推進
- ② 子どもや若者への地域福祉活動の拡充
- ③ 各地区地域福祉活動、新計画にむけての検討

- 社会福祉協議会や我が事・丸ごと活動などの一員として参加しましょう。
- 活動の楽しさややりがいを広く伝え、仲間が増えるよう情報発信をしましょう。

どんな課題から
このスローガン
になったの??

* 町内会や民生委員・児童委員、福祉協力員の成り手がいないとの意見も多くありました。

* 他人事ではなく「自分が住む地域を自分たちでよくする」意識を持ってほしいと常に考えます。

* 住民同士のつながりがなく顔がわからない など

こういった住民の声を大切にしながら解決に向けてともに活動を進めていくことが求められるためです。

役割をもって活動します

地区社協・町内会等地域の役割

- 第五次地域福祉活動計画の広報を進めましょう。
- 地区地域福祉活動計画に取り組みましょう。
- 学校との連携や福祉出前講座などを開催しましょう。
- 担い手養成講座の開催を検討し進めましょう。
- 町内会事業や地区社会福祉協議会への参加を広く促していきましょう。

地域の企業や団体の役割

- 得意分野を生かし、地域貢献の意識を持ち地域福祉活動や行事へ積極的に参加しましょう。
- 障がい者や認知症の理解を深めましょう。

- 幅広い年代層の担い手養成講座や認知症サポーター養成講座などの企画を進めましょう。
- 協働を考えるつどいの開催検討を進めてみましょう。
- 子どもの居場所づくりの検討を進めましょう。
- 地区社協の事務局体制の充実に向けた取り組みをすすめましょう。

- 担い手養成など地域貢献活動の展開に向け、地域と連携した活動に取り組みましょう。
- 職員研修に、認知症サポーター養成講座や地域福祉活動等の内容を取り入れましょう。

- 子どもや障がい者や高齢者の誰もが集える居場所づくりを進めましょう。
- 地区地域福祉活動計画が整い30地区で充実した活動を進めましょう。

- 地域の一員として地域活動を進めましょう。
- 得意分野を生かして充実した地域貢献活動を展開しましょう。

どんな方向性
で活動すれば
いいの??

- * 地域の一員であることを自覚し、地区活動に参加してみたいような活動を紹介します。
- * 若い年代が参加できるよう、SNSなどのネットワークを活用した広報や活動の周知を図ることにより地域とは何か、地域活動でできることなどの若い感性や力を発揮できるように一緒に取り組みます。
- * 町内会活動がたくさんあり役員も複数の役割を担っていることが多いため、活動を整理し誰でも参加できる地区活動であるよう進めていきます。

スローガン1の活動 中の
地区社会福祉協議会と市社会福祉協議会の活動基本項目

事業項目	地区社会福祉協議会	市社会福祉協議会
広 報	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区地域福祉活動計画の検討、策定、広報 ◆地区社協活動の広報・啓発（地区社協だよりの発行、コミセンだよりの活用） ◆市社協広報紙の配布協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動計画の広報 ●地区地域福祉活動計画策定支援 ●市社協広報の充実、ICT化の促進（市しゃきょうだより・ボラセン情報） ●連携機関との共同広報など（市や地域包括支援センターなど）
意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校との連携（福祉教育校等） ◆福祉出前講座の開催 ◆共同募金運動や歳末たすけあい運動の推進 ◆権利擁護の理解促進 ◆地区社協会員の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育校事業の推進 ●「コミュニティ・スクール」への協力 ●福祉出前講座の開催支援 ●共同募金運動の推進 ●山形市成年後見センターの運営（市民後見人活動の推進） ●賛助会員の拡大
社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育ておしゃべりサロンの開催 ◆ふれあいいいきいきサロンの開催、拡充 ◆障がい者やその他、地域に必要なサロンや居場所の開催検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育ておしゃべりサロンやふれあいいいきいきサロン活動の推進（開催支援・助成、立ち上げ支援や企画支援など） ●障がい児・者サロンの開催 ●子育てしやすい地域づくり研修会の開催
地域づくり基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆担い手養成講座やボランティア発掘のための企画、開催（地区ボランティア養成講座、ささえあい隊募集のための活動など） ◆認知症サポーター養成講座の開催 ◆虐待防止に関する研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区担い手養成講座やボランティア講座の開催支援 ●ボランティアセンター運営、ボランティアの活動促進の講座の開催（傾聴ボランティア講座、目的別ボランティア養成講座など） ●福祉学校の開催 ●企業ボランティア活動や老人クラブとの連携
交流促進支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区社協や町内会・自治会等への住民参加促進 ◆世代間交流事業の実施 ◆学校との協働活動の推進 ◆放課後児童クラブ等との連携 ◆障がい児者の理解促進のための企画や研修（地区での「協働を考える集い」の開催など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と学校等との協働活動の支援 ●こどもネットワーク会議の開催 ●保育所や育児サークルとの連携 ●「協働を考える集い」の開催および地区での開催支援 ●おひさまひろばの開催

スローガン

2

『わたし・わたしたちは、
すべてがつながりあって活動します』

- ★同じ地域に暮らす住民同士が日常的に関わりを持ち、顔と顔がつながること、たとえ認知症や障がいがあっても地域で安心して生活がおくれるよう、支えあい、助けあうことが必要です。
- ★企業や施設、学校等、多機関で協力し合うことで地域の課題や問題に対し、解決に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

わたし・わたしたちとは…

同じ地域に暮らす住民はもちろん、
団体や企業、施設、学校などを指します。



お互いに理解を進め、つながることで地域の福祉課題を共有し解決に向けて協働していくことを可能にしていく仕組み（チーム）をつくります。

わたし・わたしたちは、

活動目標・実施計画

住民の役割

1年目

地域の社会資源を再確認し、連携を進める。

市社協はこれを
進めます！

- ① 小地域（町内会単位）から地区単位のエリアにある社会資源の可視化を図る。
- ② 福祉関係機関との連携、ネットワークによる取り組みの明確化
- ③ 福祉以外の各団体、企業とのつながりづくり

- 隣近所とのつながりを意識し関わりを増やしていきましょう。（ネットワーク構築）
- 地域の身近な社会資源を再確認しましょう。
- 地区内の施設や企業、NPO団体、学校等とのつながりを積極的に持ちましょう。

2年～3年目

地域課題に基づいた必要な機関や団体とのつながりを作り、深め、必要な仕組みづくりを進める。

市社協はこれを
進めます！

- ① 各種団体、企業との協働による取り組みの推進
- ② 地域課題解決に向けた連携方策の構築

- 様々なつながりを活かして活動を実践していきましょう。
- 地域の助けあいや支えあいの活動に参加しましょう。

4年～5年目

連携機能システムの中から、課題対策に向けた仕組みが活用され、多機関協働が推進される。

市社協はこれを
進めます！

- ① 各種団体、企業が主体的に取り組む体制づくり
- ② 多機関の参画による課題協議の実現

- 助けあいや支えあいのネットワークの一員となり充実した活動を進めていきましょう。

どんな課題から
このスローガン
になったの??

アンケート調査やニーズ検討を進めた結果、隣近所の関係の希薄化や障がいや病気のある方への理解、関わり方への課題が改めて顕在化されました。また、地域内にある学校や企業、施設等との日常的な関わり、連携が重要であるとの意見も多く出されています。これまでは一方的な関わりが多く見られましたが、今後は双方向に理解を進めながらつながりを持ち、活動していくことが重要であると言えます。

すべてがつながりあって活動します

地区社協・町内会等地域の役割

- 地区別「生活お役立ちガイドブック」の発行に向けて取り組みましょう。
- 地区内のあらゆる団体や企業との連携を進めましょう。
- 災害時要支援者の把握と対応の検討を進めましょう。
- 防災学習の推進に取り組ましましょう。

地域の企業や団体の役割

- 身近な地域の取り組みを把握しましょう。
できる事から取り組んでみましょう。

- 助けあいや支えあいの活動を進めましょう。
- 災害時要支援者を支える仕組みを充実させましょう。
- 地域内の充実した福祉ネットワーク活動に取り組ましましょう。
- 協議体や地区ボランティアセンターの設置に向け検討していきましょう。

- 身近な地域福祉活動へ参加協力しましょう。
- 地区内の様々な機関や役割とつながり連携しましょう。

- 協議体や地区ボランティアセンターを設置し充実した活動をすすめましょう。
- 多機関のネットワークができ、あらゆる住民に支援が届く仕組みを実践しましょう。

- 地区内福祉課題解決に向け充実した活動を進めましょう。
- より多くの機関とネットワークを作り主体的に取り組んでいきましょう。

どんな方向性
で活動すれば
いいの??

同じ地域に暮らす住民同士が日常的に関わりを持ち、顔と顔がつながること、たとえ認知症や障がいがあっても地域で安心して生活がおくれるよう、連携・協働していくことが必要です。
また、企業や施設、学校等、多機関で協力し合うことで地域の課題や問題に対し、解決に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

スローガン2の活動 中での
地区社会福祉協議会と市社会福祉協議会の活動基本項目

事業項目	地区社会福祉協議会	市社会福祉協議会
活動の見える化と 活動推進の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区地域福祉活動計画の検討、策定、広報 ◆地区内の福祉情報や社会資源の把握と共有 ◆地区別「生活お役立ちガイドブック」の発行検討 ◆福祉関係者との情報交換の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区地域福祉活動計画の作成支援 ●地区内福祉情報や社会資源の把握と共有支援 ●「生活お役立ちガイドブック」の発行と更新 ●「支えあい BOOK」発行と更新
関係機関との ネットワーク作り	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センターや福祉施設等との連携 (ネットワーク会議の参加、施設の地域貢献活動促進のための協議など) ◆地区社会福祉協議会会長連絡協議会による地域福祉活動の推進 ◆町内会・自治会長福祉懇談会の開催 ◆福祉協力員活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●山形市社会福祉施設等連絡会との協働活動（買い物・外出支援、施設開放、チャレンジ就労等） ●地域と福祉施設との連携による地域福祉活動の推進 ●地区社協会長・事務担当者、地区民生委員・児童委員連合会会長合同研修会の開催 ●福祉協力員活動の促進（代表者会議、視察研修、新任研修会、地区研修会支援、活動費の助成等）
関係機関、 企業との繋がり作り	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区内の NPO 団体・企業との連携協力 ◆山形市避難行動支援制度との連携 ◆災害時要支援者の把握と対応策の検討 ◆防災学習の推進 (研修会や情報提供など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO 団体・企業等との連携推進 ●積雪・災害時の要支援者への対策、研修 ●災害ボランティアセンターの設置訓練 ●避難者生活相談支援事業運営

スローガン
3

『わたし・わたしたちは、 まるごと一丸となって活動します』

- ★ひとりではみんなのために、
みんなはひとりのために活動をする、
という考えが必要です。
- ★一人ではできないことも、みんなで
協力すれば解決に結びつくという
仕組みを作っていきたいと思います。

わたし・わたしたちは…

お互いに力を合わせると、素敵なチームになります。文殊の知恵となります。

「自分の役割ではない」「やってもしかたがない」その考えを、少し考え直して活動に参加してみてもいいでしょうか？人のため、それがいずれは「自分のため」になります。

高齢になった時、孤立した時、病気になった時、困った時が来た時に備えておける山形市になることにつながります。



わたし・わたしたちは、

活動目標・実施計画

住民の役割

1年目

身近な地域で「どこに相談するのか」がわかりやすくなり「気軽に相談できる」（受けた相談をつなぐ）体制が実施できるようにすすめます。

進めます！
市社協はこれを

- ① 地域の「我が事・丸ごと」機能や専門職によるワンストップ窓口の体制強化
- ② 世代や課題を限定せず、まず受け止めることができる体制づくり

- 地域の福祉に興味を持ちどこにどんな窓口があるか把握してみましょう。
- 町内会や地区の「助けあい活動」に参加してみましょう。

2年～3年目

我が事にして話し合い、共に助け合える仕組みが充実するようにすすめます。

進めます！
市社協はこれを

- ① 地域の窓口機能の拡充（拠点数の増加）および地域セーフティネットの向上
- ② 多機関のネットワーク化の推進

- 地域の福祉窓口や相談の機関を活用してみましょう。
- 福祉活動へ積極的に参加して、「わたし」の考えを提案し企画していきましょう。
- ちょっとした支援に取り組んでみましょう。（困っている人を積極的に助けよう）

4年～5年目

お互いの個性を尊重し、多様性を認め合い、誰でも共に相談し助けあう関係づくりを推進します。

進めます！
市社協はこれを

- ① 「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」の定着化
- ② 専門機関と小地域とがつながるネットワークづくり
- ③ 住民誰もが助けあい、支えあえる体制の拡充

- 個性を認め合い我が事として関わり支え合いましょう。
- 共に相談し助けあう関係を築いていきましょう。
- 福祉活動への参加を継続し新たな仕組みづくりを考えましょう。

どんな課題からこのスローガンになったの??

地域や住民の困りごとに対し、相談機関が複雑化しており、どこに相談していいかわからないといった声が聞かれます。自分の困りごとを発信しづらいばかりか、他者に目を向け助け合う「おたがいさま」の気持ちも希薄化しつつあります。障がいや病気を理解し、他人事にせず、みんながまるごと一丸となって支えあえる地域を目指していきましょう。

まるごと一丸となって活動します

地区社協・町内会等地域の役割

- 「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」を進め身近な相談窓口として取り組んでいきましょう。
- 小地域福祉ネットワーク活動を進めましょう。

地域の企業や団体の役割

- 「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」への参加、協力を進めましょう。
- 地域の支えあい活動へ参加してみましょ。

- 市内全域で「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」が広がり身近な相談窓口が増えるよう取り組みましょ。
- サロンや地域食堂など居場所づくりを進めましょ。
- 地域福祉推進役が配置され相談窓口の機能が進むよう取り組みましょ。
- 地区ボランティアセンター機能の検討を進めましょ。

- 「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」へ主体的参加し取り組みましょ。
- 地区内の福祉課題解決に向けた仕組みづくりに取り組みましょ。

- 「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」が定着し・多機関連携による支え合いの体制の充実を図りましょ。
- 地区ボランティアセンター機能の実践を図りましょ。

- 地域での役割を強化し、チームの一員となって実践していきましょ。
- 新たな社会資源・しくみの創出に取り組むましょ。

どんな方向性
で活動すれば
いいの??

自分ができること、自分の活動範囲をほんの少しでも広げていきましょ。一人一人が、他人を差別したり仲間外れにせず、みんながお互いに助け・助けあえる地域づくりを目指します。また、それぞれ専門的役割や機能を十分に発揮し、多分野・多機関とも連携しながら活動を進めていきます。

スローガン3の活動 中での 地区社会福祉協議会と市社会福祉協議会の活動基本項目

事業項目	地区社会福祉協議会	市社会福祉協議会
身近な地域での 相談体制や基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」の実施 ◆町内会福祉部の設置推進 ◆地区社会福祉協議会事務局体制の整備 ◆生活支援コーディネーターや福祉まるごと相談員との連携 ◆各相談支援の専門窓口との連携強化（地域包括支援センター・障がい者相談支援センター等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」の推進 ●町内会・自治会長福祉懇談会の開催支援 ●地区民生委員・児童委員との連携強化 ●地区担当生活支援コーディネーターおよび福祉まるごと相談員による支援 ●町内会福祉部の設置促進 ●地域福祉活動支援センター設置の検討 ●地区ボランティアセンター機能の設置検討
重層的支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども食堂や地域食堂の設置検討、開催の拡充 ◆地域の福祉施設の相談機能の把握や活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉まるごと会議等の開催 ●相談支援センター合同研修会の開催 ●相談支援機関の連携強化と重層的支援体制整備に向けた取組（ひきこもり対策や地域食堂、子どもの居場所作りの推進） ●生活サポート相談窓口、家計改善支援事業の運営 ●ひきこもり生活者支援事業の実施 ●貸付事業、一時援護事業 ●ボランティアセンター事業の運営（善意銀行の活用） ●ふれあい総合相談所の運営
小地域の相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉推進会議の開催、充実化 ◆三者懇談会の開催 ◆福祉マップの作成、更新 ◆要支援者の把握 ◆助けあい、支えあい活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のまちづくりガイドブックの作成および更新 ●地区地域福祉推進会議、三者懇談会の開催支援 ●福祉マップ作成、更新の支援 ●新たな支えあいの活動の創出

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
 - 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
 - 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
 - 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
 - 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
 - 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
 - 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
 - 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
 - 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 **社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出**
 - 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

(資料：厚生労働省 重層的支援体制整備事業全国担当者会議)

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組みすることで、相乗作用が生じ支援の効果が高まる。
- (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

(資料：厚生労働省 重層的支援体制整備事業全国担当者会議)

第五次 **令和3年度～令和7年度**
地域福祉活動計画

